

障害のあるこどもに係る公的給付の所得制限の撤廃のために 早急に講ずべき措置に関する法律案 概要

趣旨・定義【第1条・第2条】

障害のあるこどもの養育に係る経済的な負担に鑑み、こどもに係る公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策の推進に関する法律第3条の基本理念の趣旨を踏まえ、障害のあるこどもに係る公的給付の所得制限の撤廃のために早急に講ずべき措置について定めるものとする。

※「障害のあるこどもに係る公的給付の所得制限の撤廃」＝次に掲げる給付について、こどもの家庭の所得の状況によって、不支給となり、又は支給額に差異が生ずることのないようにすること。

- ① 特別児童扶養手当
- ② 障害児福祉手当
- ③ 障害児に係る補装具費
- ④ 放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費等
- ⑤ 特別支援教育就学奨励費

法制上の措置【第3条】

政府は、この法律の施行後6月以内に、障害のあるこどもに係る公的給付の所得制限の撤廃のために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

※この法律は、公布の日から施行すること。【附則】